

令和元年第12回 美里町農業委員会会議録

令和元年12月9日

令和元年第12回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番 奥村 智 3番 永田末廣 4番 善積邦昭 5番 長木一美
6番 松村 新二 7番 田中 豊 8番 吉坂 美佐子 9番 松田政明
10番 吉田美好

欠席委員

欠員 1名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後13時30分

事務局長 こんにちは。只今から令和元年第12回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございます。美里町農業委員会会議規則 第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、3番 永田委員 4番 善積委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第34号、農地法 第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1から番号8について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第34号、番号1から番号8について、続けて補足の説明を行います。番号1は、譲渡人が町外在住で農地の管理が困難であり、譲受人が農業経営の効率化を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号6の補足の説明をいたします。番号6は譲受人が高齢で農地の管理が困難であり、譲受人が経営拡大及び効率化を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号7の補足の説明をいたします。番号7は譲渡人が高齢で農地の管理が困難であり、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号8の補足の説明をいたします。番号8は譲渡人の自宅から距離があり農地の管理が困難であるため、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、番号1から番号8のいずれも下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号8の補足の説明を終わります。それでは、議案第34号、番号1を議題とし内容の説明を6番松村委員に求めます。

6番（松村委員）略・・・・・・・・

会長 以上で議案第34号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定

することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 34 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 34 号、番号 6 を議題とし内容の説明を 9 番 松田委員に求めます。

9 番（松田委員）略・・・・・・・・

会長 以上で議案第 34 号、番号 6 の内容説明を終わります。それでは番号 6 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 6 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 34 号、番号 6 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 34 号、番号 7 を議題とし内容の説明を 5 番 長木委員に求めます。

5 番（長木委員）略・・・・・・・・

会長 以上で議案第 34 号、番号 7 の内容説明を終わります。それでは番号 7 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 7 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 34 号、番号 7 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 34 号、番号 8 を議題とし内容の説明を 4 番 善積委員に求めます。

4 番（善積委員）略・・・・・・・・

会長 以上で議案第 34 号、番号 8 の内容説明を終わります。それでは番号 8 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分、番号 8 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。

よって、議案第 34 号、番号 8 は原案どおり決定しました。次に進みます。
議案第 34 号、農地法 第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2
から番号 6 について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい。番号 2 から番号 5 まで併せて補足の説明をいたします。番号 2 から番号 5
は、譲渡人は異なりますが、譲受人は同一人物であり、譲受人が経営拡大を目的
に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。議案第 34 号、番号
2 を議題とし内容の説明を 7 番田中委員に求めます。

7 番（田中委員）略・・・・・・・・

会長 以上で議案第 34 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 につい
て、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地
法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定す
ることに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 34 号、番号 2 は原案どおり決定しまし
た。次に進みます。議案第 34 号、番号 3 を議題とし内容の説明を 7 番 田中委員に
求めます。

7 番（田中委員）略・・・・・・・・

会長 以上で議案第 34 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 につい
て、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地
法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定す
ることに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 34 号、番号 3 は原案どおり決定しまし
た。次に進みます。議案第 34 号、番号 4 を議題とし内容の説明を 7 番田中委員に
求めます。

7 番（田中委員）略・・・・・・・・

会長 以上で議案第 34 号、番号 4 の内容説明を終わります。それでは番号 4 につい
て、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農
地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 4 は原案どおり決定
することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 34 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 34 号、番号 5 を議題とし内容の説明を 7 番 田中委員に求めます。

7 番（田中委員）略・・・・・・・・

会長 以上で議案第 34 号、番号 5 の内容説明を終わりますそれでは番号 5 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 34 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に進みます。

議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 3 番 永田委員に求めます。

3 番（永田委員）略・・・・・・・・

会長 事務局より補足の説明はありませんか、

事務局 はい、それでは補足の説明を行います。

略・・・・・・・・

以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 35 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

会長 土地改良区の意見書の内容は何ですか。

事務局 はい、土地改良区の意見書につきまして、内容を読み上げます。

略・・・・・・・・。以上です。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって議案第 35 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 を議題とし内容の説明を 3 番永田委員に求めます。

3 番（永田委員）略・・・・・・・・

会長 事務局より補足の説明はありませんか、
事務局 はい、それでは補足の説明を行います。

略・・・・・・・・

以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 35 号、番号 2 の内容説明を終わります。

早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって議案第 35 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 36 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について内容の説明を事務局に求めます。

事務局 略・・・・・・・・

以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 36 号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

9 番（松田委員）申請番号 2 と番号 4 は農業経営基盤強化促進法ではなく、農地法 3 条で申請すべきではないか。

事務局 はい。申請番号 2 と番号 4 につきましては、来月の会議におきまして、農地法 3 条での申請とします。

5 番（長木委員）農地法 3 条と農業経営基盤強化促進法に譲渡人、譲受人が同一の案件があるが、なぜ分けて申請されたのですか。

事務局 はい。農業公社を通した特例事業の要件に農用区域内であること、とあるため、農用区域内の土地につきましては、特例事業となるため分けて申請されました。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 36 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は申請番号 2、番号 4 以外は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。

よって議案第 36 号は、申請番号 2、番号 4 以外は原案どおり決定しました。次に進みます。

議案第 37 号、非農地判断について

内容の説明を 5 番 長木委員に求めます。

5 番（長木委員）はい。令和元年 11 月 20 日に、私と推進委員の桑島委員、事務局で西地区の小市野・原田・津留・白石野の現地確認を行いました。小市野地区 5 筆 4,170 m²、原田地区 13 筆 17,734 m² 津留地区 7 筆 6,959 m² 白石野地区 25 筆 17,112 m²を非農地として判断いたしました。

以上です。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明を行います。

略・・・・・・・・

以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 37 号の内容説明を終わります。

早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

9 番（松田委員）はい。非農地判断の流れ、基準、今後の日程等、最適化推進委員も集めて、研修会を開催し、最適化推進委員を動かしていくべきではないでしょうか。

会長 今回の非農地判断につきましては、研修会等を行い進めていくべきと思います。今回は保留いたしてもよろしいですか。

全員 意義なし。

会長 議案第 37 号につきましては、今回は保留いたします。

次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

事務局 何かありませんか？

事務局 はい

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 1 5 時 3 0 分

美里町農業委員会会議規則第 1 3 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印